

平成 15 年 11 月 21 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 フ ル キ ャ ス ト
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 平 野 岳 史
(コード番号 4 8 4 8 東証第 2 部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 戦 略 担 当 久 保 裕
(TEL. 0 3 - 3 7 8 0 - 9 5 0 7)

ストックオプションの付与に関するお知らせ
(商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 に規定する新株予約権の付与)

当社は平成15年11月20日開催の取締役会において、商法第280条ノ20および第280条ノ21の規定に基づき、下記のとおり、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成15年12月19日開催予定の当社第11期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1 . 株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由
当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的として、新株予約権を無償で割当て発行するものであります。
- 2 . 新株予約権の要領
 - (1) 新株予約権の割当の対象者
当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 2,000 株を上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、その時点で対象者が新株予約権を行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる単位未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または、当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が完全親会社となる株式交換または株式移転を行う場合、当社は必要と認める株式の数の調整を行う。
 - (3) 新株予約権の総数
2,000 個を上限とする。(新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は 1 株。ただし (2) に定める株式の数の調整を行った場合は同様の調整を行う。)
 - (4) 新株予約権の発行価額
無償で発行するものとする。

(5) 新株予約権の行使時の払込金額

新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (3) に定める新株予約権 1 個の株式数を乗じた金額とする。1 株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日 (取引が成立しない日を除く) の東京証券取引所市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.03 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げ) とする。ただし当該金額が新株予約権発行日の終値 (当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値) を下回る場合は、新株予約権発行日の終値とする。

なお、時価を下回る払込金額で新株を発行する場合 (新株予約権の行使および、平成 14 年 4 月 1 日改正前商法第 341 条ノ 8 の規定に基づき発行された新株引受権付社債にかかる新株引受権の行使の場合を除く。) は、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後新株払込金額} = \text{調整前新株払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、発行日後に当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、または当社が会社分割を行う場合、ならびに、当社が他社と株式交換または株式移転を行い、完全親会社となる場合、当社は必要と認められる払込金額の調整を行う。

(6) 新株予約権の行使期間

新株予約権発行日から 5 年を経過するまでの範囲内で、当社取締役会において決定する。

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の子会社および関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。

ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由による場合はこの限りでないこととし、その詳細は に規定する新株予約権割当契約に定める条件による。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行行使できるものとする。ただし、 に規定する新株予約権割当契約に定める条件による。

その他の条件は、本株主総会および取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由および条件

当社は、新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または当社が分割会社となる会社分割計画書・分割契約書承認の議案ならびに当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、新株予約権を無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

- (注) 1 上記決議は、平成 15 年 12 月 19 日開催予定の当社第 11 回定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」の議案が承認可決されることを条件としております。
- 2 昨年 12 月 20 日に開催した第 10 期定時株主総会において、ストックオプションとしての新株予約権の発行を決議しておりますが、当該決議に基づく発行については行わないことを本日開催の取締役会で決議いたしました。